

公 安 委 員 会 会 議 録

|         |                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 催 日 時 | <p style="text-align: right;">自 午後 1時00分</p> <p>令和8年6月24日（水）</p> <p style="text-align: right;">至 午後 4時13分</p> |
| 開 催 場 所 | 山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室                                                                                          |
| 出席者     | <p>公 安 委 員</p> <p>弘永委員 今村委員</p>                                                                               |

第1 審議概要

警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 「やまぐち未来躍進プラン」への取組

警務部長から、

県政運営の指針として、県が進める政策の基本的な方向性をまとめた総合計画である。現在の「やまぐち未来維新プラン」は令和4年度から令和8年度までの5か年計画であり、現在次期総合計画である「やまぐち未来躍進プラン」を策定中である。

(1) 警察の取組

ア 新プランの方向性

「持続的な成長を生み出す産業力の強化」、「人生100年を支える安心の確立」を2本柱として、成長と安心の好循環を創出することで、安心で希望と活力に満ちた山口県を実現するもの

○ 施策名を「やまぐち未来維新プラン」から「やまぐち未来躍進プラン」に変更

○ プロジェクトを20プロジェクトから12プロジェクトに変更

イ 警察の取組

○ 産業維新として、新たな価値を創造する産業DX、時代を勝ち抜く産業力強化から産業力の強化として、中堅・中小企業の成長支援に変更

○ 生活維新として、豊かで利便性に優れた暮らしづくり、災害に強い県づくり、暮らしの安心・安全確保から安心の確立として、生活基盤の充実、防災・安全対策の強化に変更

○ サイバー空間を含む各種事件・事故の抑止・検挙の強化、犯罪被害者への支援の充実等により、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る

(2) 今後の見通し

骨子や全体案について、議会説明やパブリックコメントの募集等を経て成型し、令和9年3月頃に新プランとして公表される見通し

旨の説明があった。

今村委員から、「新しい施策について、重点項目や全体の流れは理解した。警察としても県の施策を踏まえ、様々な取組をしっかりと進めていることが分かった。今後は具

体的な施策をどのように盛り込んでいくかが重要である。県ではDXや半導体関連産業の振興などを進めているが、警察も県民生活の安全・安心の確保という面から県政の発展に寄与している。『人生100年を支える安心の確立』という視点のもと、これまでの取組成果や今後推進したい施策を計画にしっかりと反映していただきたい。またAIの活用についても、必要な予算確保につながるような取組を検討していただきたい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「本計画は今後、警察内部での検討やパブリックコメントを経て、内容を精査し、公表されるものと理解している。施策の推進にあたっては予算の確保も重要であり、計画策定はそのための良い機会であると思う。当面の方向性を示す計画ではあるが、今後5年間で社会情勢や技術は変化することから、PDCAサイクルを回しながら必要に応じて見直しを行い、より良い方向へ発展させていきたい。特に二つの柱のうち『人生100年を支える安心の確立』は、警察に対する県民の期待や責任に直結するものであり、その実現につながる取組を積極的に推進していただきたい。」旨の発言があった。

## 2 山口県警察職員採用試験（第2回）への取組（令和8年度）

警務部長から、

山口県警察官採用試験（第1回）の実施状況について説明する。

### (1) 採用試験情勢

ア 山口県警察官採用試験（第1回）の実施状況

- 警察官A（大卒） 受験者数は昨年より減少
- 警察官B（高卒） 受験者数は昨年より増加

イ 既卒者割合の推移

- 受験者のうち既卒者が、警察官A、Bともに一定の割合を占める

### (2) 令和8年度採用試験（第2回）の主な変更点

ア エキスパート採用選考試験の新設

- 原則巡査長以上（職員：行政職2級以上）で採用
- 年齢要件を35歳未満→38歳未満に緩和（基準日：年度当初）
- 受験資格：警察職務と親和性の高い一定の職務経験等
- アピールシート、職位審査の導入（教養試験の廃止）

イ 警察官採用試験（第2回）の変更

- キャリアチェンジ区分の継続実施
- 資格加点制度対象資格の大幅拡充
- 岩国会場の新設

ウ 警察官（航空操縦士）採用選考試験の同時実施

- 教養試験に代えてSPI3試験を実施

### (3) 今後の取組

- 採用募集活動に対する意識高揚
- 各種採用説明会等の積極的開催
- 採用Instagramへの積極的な投稿

旨の説明があった。

今村委員から、「採用活動について様々な工夫をされていると感じる。若者人口が減少する中、専門性や即戦力を有する人材の確保も重要であるが、日常業務や職場の雰囲気発信するとともに、山口県警察が求める人材像や県民の安全・安心を守るという使命を前面に打ち出すことが大切である。以前、女性警察官との座談会では、『警察に助

けてもらった経験から警察官を志した』との話もあり、こうした警察の魅力を積極的に発信することで、志望者の確保や採用後の辞職防止につながるのではないか。」旨の発言があった。

弘永委員から、「新設される『エキスパート枠』について、『警察職務と親和性の高い一定の職務経験』とは具体的にどのような経験者を想定しているのか。」旨の質問があり、警務部長から、「エキスパート枠では、他都道府県警察の警察官経験者のほか、一般行政職員についても、業務の進め方など共通する部分があることから対象としている。経歴以外でも司法試験合格者、サイバーセキュリティ分野など専門的な知識・経験を有する人材についても一定の実務経験等を評価し採用する制度としている。」旨の説明があった。また弘永委員から、「教養試験に変えて導入されるSPI試験とは、どのような試験なのか。」旨の質問があり、警務部長から、「SPI試験は、特別な試験対策をしなくても受験しやすく、民間企業でも広く採用されている共通試験である。」旨の説明があった。さらに弘永委員から、「採用時点で受験者の適性や能力を見極めることには限界があり、警察学校での教育を通じて適性が見えてくることもある。現在の採用環境を踏まえると、入口は幅広く確保しつつ、警察学校で必要な教育をしっかりと行い、人材を育成していくことが重要ではないか。また、学生は警察業務への理解が十分でない場合も多いことから、広報活動は引き続き重要である。警察に限らず採用は厳しい状況にあるため、様々な工夫を重ねながら採用活動に取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

### 3 生活道路における法定速度の引下げに伴う取組状況

交通部長から、

生活道路における歩行者の安全性を更に向上させることを目的として、道路交通法施行令が一部改正され、令和8年9月1日から対象道路における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げられるもの。

#### (1) 改正概要

ア 法定速度が30km/hに引き下げられる道路（生活道路）

○ 住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路

イ 法定速度60km/hが維持される道路

○ 中央線又は車両通行帯が設けられている道路や中央分離帯等によって、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路等

ウ 最高速度が指定された道路（変更なし）

○ 道路標識等により、その最高速度が指定されている道路においては、その速度（40km/h、50km/h等）が最高速度となる。

#### (2) 改正に伴う規制～公安委員会の意思決定

ア 法定外道路における中央線の規制決定（85件）

○ 農道～37箇所（県整備又は市町整備）

○ 臨港道路～37箇所（県整備又は下関市整備）

○ 漁港道路～6箇所（市町整備）

○ 林道～5箇所（市町整備）

イ 道路構造による分離が不明確な箇所における規制決定（15件）

○ 車両通行帯～9箇所（防府市9区間）

○ 最高速度～6箇所（下松市4区間、防府市2区間）

#### (3) 今後の取組～県民に対する周知・広報の推進

- 県警HPやSNS、デジタルサイネージを活用した広報
- 交番・駐在所作成の広報紙を活用した広報
- リーフレットの配布・ポスターの掲示

旨の説明があった。

今村委員から、「生活道路の法定速度が30km/hとなることは承知していたが、その重要性や規制の大変さを改めて認識した。実態に即した速度規制であることや、なぜ法定速度を30km/hとしたのか、30km/hと60km/hでは事故時の危険性がどのように異なるのかなどを可視化して県民に分かりやすく啓発すれば、より効果的ではないか。」旨の発言があり、交通部長から、「現在、チラシの配布等を実施しており、チラシの中には、30km/hを超えると歩行者の致死率が急増する旨の記載があるが、委員の指摘のとおり、なぜ30km/hとしたのかというところをしっかりとアピールいきたい。」旨の説明があった。

弘永委員から、「中央線のある農道や林道の法定速度は30km/hということか。」旨の質問があり、交通部長から、「考え方としては、中央線のない道路の法定速度は30km/hであるが、林道や農道は、道路法の道路ではなく個別の法律で定められており、センターラインが引いてあっても中央線とはみなされないため法定速度は30km/hとなる。交通の実態と合わない認められる場合は、公安委員会が改めて区画線を中央線という規制を決定することにより、その道路の法定速度は60km/hとなる。」旨の説明があった。さらに弘永委員から、「写真を見る限り、生活道路を60km/hで走行するのは危険であると感じた。地域住民はもとより、抜け道として利用する車両への周知も重要であることから、標識を適切に設置するなど、速度規制の実効性が確保されるよう取り組んでいただきたい。」旨の発言があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者2名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における陳述内容について説明を受けて審議のうえ、量定どおり処分決定した。

そのほか意見の聴取等欠席者14名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

また、本年3月25日の公安委員会において継続審議とした1名について違反登録除外とした。

#### (2) 公安委員会事情の認定

運転管理官から、運転免許の申請手続に係る公安委員会がやむを得ないと認める事情の認定について、事案概要の説明を受け、決裁した。

#### (3) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

留置管理課長から、令和8年5月13日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

#### (4) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

生活安全捜査課長から、令和8年4月15日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

#### (5) 山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正

情報技術推進課長から、山口県公安委員会等の所管する法令の規定に基づく行政手

続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について説明を受け、決裁した。

(6) 生活道路の法定速度引下げに関する交通規制

交通規制課長から、生活道路の法定速度引下げに関する交通規制について説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、5月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

(2) 山口県公安委員会事務の専決状況

生活安全企画課長から、5月中の生活安全企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通企画官から、5月中の交通企画課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、交通指導課長から、5月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、運転管理官から、5月中の運転免許課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

(3) 監察関係業務報告

監察官室長から、訴訟監察事案について、報告を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。